令和2年度 和歌山市立博物館館報

館報36号目次

I 事業概要 1. 展観事業 常設展示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 夏季企画展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 秋季特別展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 冬季企画展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ホール展示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 コーナー展示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2. 教育普及事業 史跡散歩・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 講座等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 回想法プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 博物館実習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ミュージアムボランティア・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 職場体験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ウエブサイト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 3. 調査研究事業 職員の執筆文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 職員の教育普及活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 4. 市史資料管理事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 5. 博物館基本計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・10 Ⅱ 収蔵資料概要 1. 購入資料概要・・・・・・・・・・・・・・・・11 2. 受贈資料概要・・・・・・・・・・・・11 3. 資料の貸出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・11 4. 映像資料概要・・・・・・・・・・・・・・・・12 Ⅲ 令和3年度の展望 1. 令和3年度事業予定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・13 2. 令和 3 年度博物館当初予算 ・・・・・・・・・・・・・15 IV 資料 入館者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 アンケートの集計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17 館機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18 博物館職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18 和歌山市立博物館協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・18 和歌山市立博物館条例・・・・・・・・・・・・・・・19

和歌山市立博物館条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・23

I 事業概要

1.展観事業

〇常設展示

1階の常設展示室(約1,021 ㎡)では、「資料が 語る和歌山の歴史」をテーマとして、原始、古代、 中世、近世、近代、民俗の6つの展示部門に分け、 それぞれ関連資料を展示している。

本館では、これまで常設展示室の大規模な展示替えは行っていないが、本年度は原始、中世、近世、近代、民俗の各展示部門において順次展示替えを行った。そのため、近世及び民俗の2カ所にあったコーナー展示のスペースを民俗のスペースの1か所とした(コーナー展示については別項参照)。

主な展示替えを行った資料は以下のとおりである。

原始 家型埴輪、盾持人型埴輪、囲型埴輪、土師 器、須恵器等

中世 メルカトル世界図、根来出土遺物、 津田流及び自由斎流砲術書、火縄銃、石 山合戦配陣図写、鉄錆地雑賀鉢兜(市指 定)、信長記(版本)、本朝武林原始等

近世 徳川頼宣肖像、左義長羽子板、葵紋蒔絵大 名火鉢、徳川吉宗肖像、騎馬・野馬図、徳 川治宝筆「鴛鴦図」、亀鈕印、清寧軒焼茶 碗、徳川慶福筆一大字「鶴」等

近代 明治後期から昭和40年代の和歌山市内各 所の古写真、昭和30~40年代の冷蔵庫、 洗濯機、黒電話、炊飯器、掃除機、扇風機 等

民俗 紀州郷土玩具番付、川端龍子双六、紀州びな、紀州だるま、紀州てまり、根本大塔土 鈴、町石土鈴、みかん杯、御坊人形、田辺 泥面子、プロペラ船等

また、来館する外国人に対応するため、常設展示 室入口及び特別展示室入口に多言語の案内サイン 板を設け、常設展示室内においては、原始、古代、 中世、近世、近代、民俗の各部門の冒頭に多言語解 説パネルを設置した。言語は英語、中国語(簡体、 繁体)、韓国語である。

なお、常設展示室における照明について、来館者から「暗い」との意見が多かったが、本年度において、天井のスポットライト、ダウンライトをすべてLED照明に切り替え明るくした(ケース内、休憩室、天王塚内、農家内を除く)。同様にエントランスホールの天井もLED照明に切り替えた。

〇春季企画展

「総持寺の至宝」

〈開催予定期間〉

令和2年4月25日(土)~5月31日(日) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催 を中止した。

〇生誕 120 年記念 • 和歌山市指定文化財記念

夏季企画展「ヘンリー杉本の世界」

〈開催期間〉

令和2年7月4日(土)~8月23日(日) 〈開催日数〉

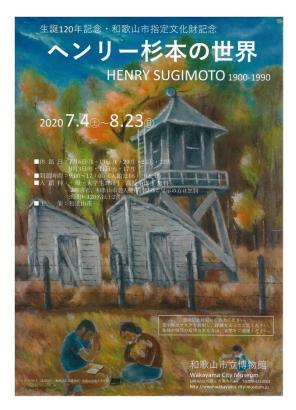
43 日

〈入館者数〉

1,086名

〈開催趣旨〉

ヘンリー杉本 (1900~90) は、和歌山市出身の画家。1919 年にアメリカへ渡り、画家としての名声を得た。しかし、1941 年に日米が開戦すると、日系アメリカ人は強制収容所へ入れられた。ヘンリー杉本は、シーツをキャンパス代わりに収容所での日系人の生活の様子を描いた。



展覧会では、和歌山市に寄贈された、アメリカの 収容所で描いたヘンリー杉本の作品を一堂に展示 した。

〈展示構成〉

- I.ハンフォードからフレズノへ
- Ⅱ. ジェローム収容所での出来事
- Ⅲ. 収容所での日常のくらし
- IV. ローワー収容所

〈講演会・展示解説等〉

コロナウイルス感染防止のため、講演会・展示解 説等は開催しなかった。

〈出品目録〉

I.ハンフォードからフレズノへ

No	資 料 名	種類	大きさ(横× 縦, cm)
1	私のお父さん	油絵	135×148
2	隣家のアメリカ人に別れを惜しむ	油絵	59×82
3	当惑する幼い女の児	油絵	133×118
4	休息の時	油絵	263×117
5	昼食前の列	油絵	257×118
6	入浴の時間	油絵	245×148

Ⅱ. ジェローム収容所での出来事

7	ジェローム収容所に到着	油絵	77×62
8	当惑する少女	油絵	59×82
9	安全を祈る	油絵	146×178
10	暴行	油絵	62×77
11	最後の決断	油絵	137×133
12	我が国旗を護る	油絵	161×178
13	千人針もむなし	油絵	56×76
14	収容所内の同胞への日本からの贈物	油絵	62×78
15	重荷を背負う	油絵	63×78
16	切望	油絵	148×185
17	リットノレロック駅	油絵	77×62
18	他の収容所への移動の準備	油絵	53×62

Ⅲ. 収容所での日常のくらし

10	هـ باده	からく	100 \ 100
19	食堂	油絵	196×133
20	洗濯場	油絵	$196\!\times\!133$
21	学校に行く子供達	油絵	59×83
22	自宅での散発	油絵	59×83
23	監視塔	油絵	59×83
24	共に堪え忍ぼう	油絵	149×143
25	収容所の冬	油絵	44×37
26	自分は米国市民なのだろうか	油絵	59×83
27	一家共に働く	油絵	63×78
28	収容所の売店の開店日	油絵	59×83
29	土曜日の午後	油絵	148×143
30	ゲームを楽しむ人々	油絵	83×59
31	男子の浴室	油絵	78×62
32	サヨナラ御機嫌よう	油絵	117×216
33	我々のバス	油絵	81×61

Ⅳ. ローワー収容所

34	収容所よりの移動	油絵	181×146
35	息子の負傷	油絵	83×60
36	収容所の共同墓地	油絵	83×60

水彩画

37	フレズノ収容所内にて	水彩画	44×37
38	フレズノ収容所の紀念物	水彩画	37×44
39	M.P.兵の居る入口	水彩画	44×37
40	ジェローム収容所遠望	水彩画	44×37
41	ジェローム収容所監視塔	水彩画	37×44
42	サンフラワーの咲くメスホール	水彩画	44×37
43	収容所の夏	水彩画	44×37
44	収容所の秋	水彩画	44×37
45	収容所内の冬	水彩画	44×37
46	収容所内の目の出	水彩画	44×37
47	収容所内の一目	水彩画	44×37
48	収容所近辺を写生	水彩画	44×37
49	沼地の収容所	水彩画	44×37
50	収容所内で作るヘチマとヒョータン	水彩画	37×44
51	収容所より外部を眺めて	水彩画	44×37
52	監視塔とバブワイヤーフェンス	水彩画	37×44
53	収容所内の貯水タンク	水彩画	44×37
54	寒期の収容所	水彩画	44×37

和田氏寄贈ヘンリー杉本関係資料

55	花瓶とタバコ	油絵	23×28
56	人生は短かし 芸術は不朽なり	色紙	24×27
57	ヘンリー杉本「人間至る所に青山あり」 和田勉「あしたはあしたの風が吹く」	色紙	24×27
58	犬を連れた帽子をかぶった人	小色紙	18×21
59	女性	小色紙	18×21
60	教会	小色紙	21×18
61	紙鍋を囲んで	小色紙	18×25
62	男性	小色紙	18×26

その他

63	ヘンリー杉本所用ブーツ	布靴	長30
64	収容所で作られたステッキ	木製	長80・長101

※No.1~36 は和歌山市指定文化財(令和2年5月 12日指定)

○創建 1250 年 日本遺産認定記念

秋季特別展「紀三井寺展」

〈開催期間〉10月31日(土)~12月13日(日)

〈開催日数〉37日

〈入館者数〉 2,864 人

〈開催趣旨〉

紀三井寺は唐僧・為光上人によって開かれた寺院である。宝亀元年(770)にこの寺は開かれたといわれており、今年は開創1250年を迎え、また50年に1度の秘仏・本尊の御開帳が行われる、節目の年である。紀三井寺は西国三十三か所観音霊場の第二番札所として知られているが、去る2019年には西国三十三か所をフィールドとした「1300年つづく日本の終活の旅」が文化庁の日本遺産に認定された。これらを記念して、貴重な紀三井寺のご宝物の数々を市民のみなさまに公開し、郷土和歌山の歴史を紹介した。



〈講演会〉 2階講義室

- 11月7日(土)14時~
- ・「紀三井寺の仏像」関根俊一氏(奈良大学)
- 11月14日(土)14時~
- ・「文字資料から読み解く西国三十三所」羽田 聡氏(京都国立博物館)
- 11月21日(土)14時~
- ・「開創 1250 年を迎えた紀三井寺」前田泰道氏 (紀三井寺)

〈出陳目録〉

No.	資料名	備考
_	 	国指定重要
1	十一面観世音菩薩立像	文化財
2	紀三井寺参詣曼荼羅	和歌山市指定
	礼二开守梦祖支未推	文化財
3	熊野観心十界曼荼羅	和歌山市指定
3	京にまず 既がい し うり支 大 不正	文化財
4	西国巡礼独案内図	
5	文安六年金剛宝寺塔婆建立勧進帳	
6	為光上人座像	
7	弥勒菩薩座像	
8	本堂棟札	
9	五鈷杵	
10	五鈷鈴	
11	錫杖	
12	鶴に小松図(書院衝立)	
13	天部立像	
14	浅野幸長寄進状	
15	紀伊徳川家家老奉書	
16	金銅製蓮池文透彫華鬘	
17	金銅製六角釣燈籠	
18	三社権現 三足鉄羽釜	
19	平瓦	
20	地蔵菩薩像	
21	不動明王像	
22	不動明王四童子像	
23	四座講式	
24	印真	

25	観心十界図板木	
26	釈迦十六善神像	
27	大永二年紀三井寺再興勧進状	
28	穀屋比丘尼·薬師堂比丘尼明細書 上	
29	穀屋寺訴状写	
30	紀三井寺穀屋由緒書写上帳控	
31	紀三井寺縁起写	
32	大悲心陀羅尼板木	前後期で展 示替え
33	開帳勧化帳板木	前後期で展示替え
34	西国卅三札所第二紀三井寺略縁起板木	前後期で展示替え
35	西国第二番札所紀三井寺本堂再興 勧進帳板木	前後期で展示替え
36	紀三井寺本堂再興知識文板木	前後期で展示替え
37	紀三井寺永代観音経万巻講板木	前後期で展示替え
38	大般若経勧進文板木	前後期で展示替え
39	金剛宝寺牛玉宝印板木	
40	傅大士及二童子像板木	
41	紀三井寺観音像及二天像板木	
42	西国第二番紀三井寺観音像板木	
43	紀三井寺千手観音立像板木	
44	差図ほか多宝塔須弥壇下発見品	
45	西国三十三番札所観音霊験記	館蔵
46	紀三井寺中ノ坊譲状	館蔵
47	紀三井寺田地売券	館蔵
48	和歌浦図屏風	館蔵
49	吹上八景手鑑	玉津島神社蔵

〇冬季企画展

「歴史を語る道具たち」

〈開催期間〉

令和3年1月5日(火) \sim 2月28日(日) 〈開催日数〉

46 日

〈入館者数〉

2,575 名 (小学校 36 校、児童 2,202 名) 〈開催趣旨〉

和歌山市立博物館は、開館より 40 年近い歳月の間に、市民の皆さまからご寄贈いただいた様々な民具を所蔵している。それらは、かつて和歌山に暮らした人々の生活をうかがい知ることのできる貴重な資料となっている。本展覧会は、小学3年生の社会科の授業と連携し、子どもたちに昔の暮らしを学んでもらう教育プログラムの一環として開催した。また同時に、昔の思い出を懐かしむ市民の皆さまに広くお集まりいただきたく企画した。

〈展示構成と主な展示資料〉

I 暮らしの道具

扇風機、富山の置き薬、消火弾、和傘

Ⅱ 遊びと勉強

教科書、石板、日光写真、ベーゴマ

Ⅲ 明かりの道具

行燈、ランプ、電気スタンド

IV 食事の道具

羽釜、かつお節けずり、重箱、徳利

V はかる道具

竿秤、鯨尺、一斗升、看貫ばかり

VI 暖まる道具

練炭、火鉢、湯たんぽ、ミニふいご

VII アイロンの移り変わり

ヨコヅチ、火ごて、炭火アイロン

VIII 洗たくの移り変わり

たらい、洗たく板、カモメホーム洗濯器 総展示数約110点



〈ワークシート〉

本展覧会では、小学生3、4年生の団体見学が多い。そのため、展示をより深く理解してもらえるようにワークシート(オールカラー・全8ページ)を作成し、無料配布した。シートには民具や農具の写真を掲載しており、その資料を展示物から探し出し、名称を書くようになっている。

〇ホール展示

・令和3年2月7日(日)~4月11日(日)「江戸時代の大名火消し」

文化庁のリビングヒストリー(生きた歴史体感プログラム)促進事業の活用により、復元された江戸時代の火消衣装(先手物頭、若党、中間)3体分を展示し、2月7日には鳶の衣装を用いて着付け体験を実施した。

〇コーナー展示

本年度は、常設展示室の展示替えにより、近世及

び民俗部門にあった 2 か所のコーナー展示スペー 1 古文書講座「加太の古文書を読む」 スを民俗の1か所とした。期間、テーマは以下のと おり。

- 3 月 31 日~ 5 月 31 日 「紀州藩士の暮らしと仕事」
- •6月2日~8月2日 「ボンボン時計―時の記念日にちなんで―」
- ・8 月4 日~ 10 月4 日 「和歌山市の中世文書―市内南部の中世を探る
- •10 月6 日~ 12 月27 日 「発掘調査からみる太田城水攻めと太田城」
- •1月5日~3月28日 「紀州藩士の兜」

2. 教育普及事業

〇史跡散歩

「雑賀地区を歩く」

- · 日時 10月31日(土) 午後1時~4時ごろまで
- ・史跡散歩経路 ①高松の根上松跡—②高松茶屋 跡-和歌道-3愛宕権現社·円珠院-4猊口石 -⑤秋葉大権現社-⑥五百羅漢寺-⑦鶴立島-(8)矢の宮神社―(9)陸軍射的場跡―⑩円明寺―和 歌浦口バス停(解散)

※徒歩距離は約4km

- ·参加者 16名
- ・参加費 無料

当館は、毎年、和歌山市内にある史跡や文化財を たずねる、史跡散歩を開催している。

51 回目の今年は、「雑賀地区周辺を歩く」と題 し、高松から雑賀地区の和歌道に沿った史跡や文化 財をたずねて歩いた。

・日時 令和2年5月から令和3年3月までの第二 日曜日(ただし8月はお盆休み、5・6月は 新型コロナウイルス感染拡大防止のため休 (H)

午後2時~3時30分

- ・場所2階講義室
- ・参加者 44 人

加太・向井家の古文書をテキストにして、くずし字 の解読方法をレクチャーした。くずし字の読み方だ けでなく、和歌山の歴史についてもレクチャーした。

2 映画上映会「和歌山大空襲」と「空襲体験絵巻」

- · 日 時 7月4日(土) 14時~15時
- 場 所 2 階 講義室

昭和20年7月9日深夜から翌未明にかけての和 歌山大空襲のドキュメンタリー映画と和歌山大空 襲を体験した人の描いた絵巻物を上映する予定で あったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 開催を中止した。

3 学芸員講座

令和元年度から展覧会の計画がない期間に、学芸 員講座「歴史の玉手箱」と題して、各学芸員が研究 テーマとしている分野についての講座を行ってい る。今年度は、下記のテーマで、それぞれ14時~ 15 時に実施した。

11月28日(土)江戸時代の志磨神社

参加者32人

12月19日(土)発掘調査からみる太田城水攻め と太田城 参加者37人

1月16日(土)歴史地震と津波-和歌山市の 災害史2-参加者23人

2月20日(土)パノラマ観光マップを読む

参加者 13 人

3月20日(十)紀三井寺の文化財

参加者 18 人

○講座等

〇回想法プログラム

「回想法」とは、1960年代にアメリカの精神科医によって提唱された非薬物療法の一つで、高齢者が昔の懐かしい記憶や楽しかった思い出を振り返ることによって、脳を活性化させる心理・社会的アプローチである。

本館では、冬季企画展「歴史を語る道具たち」の会期中、体験学習室に昭和初期から同40年代の生活道具や玩具などを展示した。電気こたつ、ダイヤル式電話、氷冷蔵庫、ちゃぶ台などで、年配の人であれば実際に使用したことのある資料ばかりである。このスペースにおいては、実際に高齢者が資料に触れることができ、高齢者が過去を思い出すことによって、介護予防に役立てていただくよう、本プログラムを実施している。

今年度は新型コロナウイルスの感染防止などの ため、同プログラムを利用する施設等はなかった。 〈実施期間〉

令和3年1月5日(火)~2月28日(日)

〇博物館実習

〈実施期間〉

令和2年8月25日(火)~29日(土)

大学における博物館学芸員資格取得課程の実習館として毎年実施している。令和2年度は8月25日から29日の5日間で実施し、和歌山大学生1名、同志社女子大学生1名、計2名が参加した。 実習内容は以下のとおりである。

- 8月25日(火)館内案内、企画展の資料撤収
- 8月26日(水)近世資料の扱い方、考古資料の 扱い方
- 8月27日(木) 民俗資料の扱い方、古文書の撮 影
- 8月28日(金)展示作業の補助
- 8月29日(土)近世資料の調査、実習レポート 作成

【博物館実習受け入れに関する内規】

- 1 本館において博物館実習の受講を希望するものは、次のすべてを満たすものに限る。
- (1)受講を希望するものの所属する大学から依頼のあったものであること。
- (2)和歌山県内出身者または和歌山県内の大学に在籍する学生であること。
- (3) 専攻分野が人文科学系であること。
- (4) 実習を受講する前年までに、博物館法施行規 則第1条に掲げる生涯学習概論・博物館概論・博 物館経営論・博物館資料論・博物館資料保存論・博 物館展示論・博物館教育論・博物館情報・メディア 論に相当する課目を履修済みであり、かつこれ以外 の科目をすべて当該年に取得できる見込みのある こと。
- 2 実習生の受け入れ定員は20名以内とする。
- 3 館長が特に認めた場合は、この限りではない。 内規 平成11 年4 月1 日 改正 平成24 年4 月1 日

〇ミュージアムボランティア

平成20年度から和歌山大学教育学部からミュージアムボランティアを受け入れている。本年度は和歌山大学生1名を受け入れた。本館担当学芸員と学生が調整を付け各種作業を行う。活動内容は主に観光パンフレットなど博物館資料の整理であった。

〇職場体験

平成23年度から中学生の職場体験を受け入れている。中学生としての勤労観、職業観を育成させるため、様々な職場での体験が求められている。ただし、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施に至らなかった。

Oウェブサイト

平成10年度に本館ウェブサイトを和歌山市ウェブサイト内に開設して以来、コンテンツを改定・補充してきた。その後、平成16年7月から、館として新たに独自ドメインを取得、オリジナルウェブサイトを作成、運営を行うこととした。平成22年度より、ドメイン名の変更とともに、リニューアルを行い、さらに平成30年度末には、大幅なリニューアルを行なった。博物館への問い合わせや図録の購入申込み、展覧会事業の情報などが得られ、各種申請書もダウンロードできるため、アクセス数も着実に増えている。

また、平成26年度から新たな試みとして、和歌山市立博物館公式Twitter(ツイッター)を開設した。定期的に展覧会やイベントの情報を発信しており、フォロワー数も順調に増加している。

http://www.wakayama-city-museum.jp/ 和歌山市立博物館公式 Twitter アカウント (令和3年4月現在)

博物館ホームページ(令和3年4月現在)

https://twitter.com/w_city_hakubuts

3. 調查研究事業

○職員の執筆文献

前田 敬彦

〈論文〉

2020.12.24 「氷河期にやってきた旧石器人」、和 歌山地方史研究会編『地方史研究の最前線 紀 州・和歌山』、清文堂出版

山下 奈津子

〈論文〉

2020. 12. 24 「紀伊徳川家ゆかりの女性」、和歌山 地方史研究会編『地方史研究の最前線 紀州・和歌 山』、清文堂出版 2020. 12. 24 「駿河屋」、和歌山地方史研究会編『地 方史研究の最前線 紀州・和歌山』、清文堂出版

佐藤 顕

〈共編著書〉

2020.12.24 『地方史研究の最前線 紀州・和歌山』、 清文堂出版

〈論文〉

2020.12.25 「宝暦・天明期における香道の受容と 考証―紀伊国名草郡直川村の玉井弘章を事例に―」、 『研究紀要』35 号、和歌山市立博物館

小橋 勇介

〈論文〉

2020.12.24 「和歌山平野の中世文書」、和歌山地方 史研究会編『地方史研究の最前線 紀州・和歌山』、 清文堂出版

2020. 12. 24 「紀の川河口新田の開発」、和歌山地方 史研究会編『地方史研究の最前線 紀州・和歌山』、 清文堂出版

〈その他〉

2020. 5. 16 「逆風のなかの博物館学芸員」、『市大日本史』 23 号、大阪市立大学日本史学会

額田 雅裕

〈論文〉

2021.1.20「博物館の地域連携―和歌山市立博物館の場合―」、歴史地理学 63 巻 1 号、歴史地理学会

泉文子

〈論文〉

2020. 12. 25 「洗濯にまつわるヨコヅチ」『研究紀要』 35 号、和歌山市立博物館

〇職員の教育普及活動

前田 敬彦

2021.2.9 研究発表 (リモート) 「友ヶ島周辺の水

際・水中遺跡と紀ノ川下流域の歴史」,研究集会 水中遺跡保護行政の実態Ⅲ,文化庁・奈良文化財 研究所

佐藤 顕

2020.12.16 博物館と学校との連携事業「近世の和 歌山の人々とくらし」慶風高等学校(於:和歌山市 立博物館 講義室)

小橋 勇介

2020. 6. 26 博物館と学校との連携事業「中世の和 歌山の人々とくらし I」慶風高等学校(於:慶風高 等学校支援センター)

2020.7.10 博物館と学校との連携事業「中世の和 歌山の人々とくらしII」慶風高等学校(於:慶風 高等学校支援センター)

2021. 2. 20 講演「戦国時代の和歌山平野における根来寺の活動―荘園の経営と土地の売買―」、岩出市成人講座(於・岩出市総合保健福祉センター)2021. 3. 7 パネルディスカッション「明治維新以前の葛城修験 加太・友ヶ島を中心に」、葛城修験日本遺産認定記念シンポジウム(於・和歌山県民文化会館)

額田 雅裕

2020.6.10 博物館と学校との連携事業「和歌山の 災害史-災害の歴史を知る-」慶風高等学校(於: 慶風高等学校支援センター)

2020.10.15 校区探検「雑賀地区の歴史探索」(於: 雑賀小学校区)

2020.10.22 出前授業「和歌浦探索」(雑賀小学校、於:和歌浦地区)

2020. 12.7 講演と巡検「和歌山平野における堤防遺跡と輪中」和歌山県高等学校社会科研究協会(於:和歌山市小豆島自治会館、小豆島・中洲地区) 2020. 12. 20 案内「城下町の風景をたずねて―紀伊国名所図会―」(於:和歌山市城北・本町地区:旧城下町北東部) 2021.1.10 案内「城下町の風景をたずねて―紀伊 国名所図会―2」(於:和歌山市吹上・広瀬地区: 旧城下町南部)

2021. 3. 14 おでかけ歴史講座「城下町和歌山の風景」和歌山県ウオーキング健脚同好会(於:和歌山ビッグ愛)

太田 宏一

2020.10.14 博物館と学校との連携事業「博物館学芸員の仕事」慶風高等学校(於:慶風高等学校支援センター)

2020.11.19 博物館おでかけ歴史講座「和歌道に沿 う高松茶屋や根上り松から和歌浦界隈について」高 松根上会(於:高松連絡所)

2020.11.25 博物館と学校との連携事業「近代の和 歌山の人々とくらし」慶風高等学校(於:慶風高等 学校支援センター)

4. 市史資料管理事業

平成 4 年度末に事業を完了した和歌山市史編纂 事業を引き継いだ事業である。主な業務は、『和歌 山市史』の販売、他都市との交換市史の受入、市史 編纂過程で蒐集した資料の保存と整理、保存資料の 活用方法の調査研究などである。

5. 博物館基本計画の策定

平成30年(2018)4月、博物館は組織改正により、教育委員会から市長部局(産業交流局)へ移管となり、さらに令和2年(2020)4月から博物館法の改正(令和元年6月7日施行)に伴い、補助執行であった教育委員会所管の博物館の事務も、市長部局(産業交流局)で管理・執行することとなった。令和元年(2019)7月には和歌山市文化芸術基本条例が施行されたことを受け、博物館においても他分野における施策との連携を図ることが求められるようになった。

このような動きの中で、博物館にはこれまで以上にまちづくりや観光等他分野と連携をとりながら、今後の博物館の方向性を定めていくことが必要となり、博物館のあり方、指針を示す基本計画を定め、その機能を更に充実させ、市民により親しまれる博物館づくりを目指すこととした。令和元年度に、基本計画の策定作業に着手し、市民アンケート、市民ワークショップ、基本計画意見聴取会等により基本計画素案を作成した。

令和2年度は、博物館基本計画の策定業務を実施 した。令和2年6月5日、7月29日、9月9日の3 回にわたり博物館協議会を開催し、基本計画素案の 審議を経て、令和2年11月に策定した。

内容としては、基本理念を「誰もが市の歴史に親しみ、楽しく学べる博物館 市の歴史・文化を継承し、未来の創造とにぎわいの創出に貢献する知の拠点」とし、また、基本理念の実現に向けての基本方針として、「1.「歴史・文化の拠点」としての博物館 2. 親しまれ、楽しく学べる博物館 3. 人を育てる博物館 4. 観光やまちづくりと連携した博物館」とし、各基本方針に基づき、さまざまな取組を実施していくこととした。

Ⅱ収蔵資料概要

1. 購入資料概要

本館では計画的に和歌山の歴史、文化に関する資料を購入している。本年度は郷土史家で、多くの美術、歴史資料を収集した故田中敬忠氏の旧蔵資料21件21点を購入した。いずれも今後の展覧会や研究に活用してく予定である。

·桑山玉洲 朱竹図	一幅
·松尾塊亭 画賛「雷公子誤浴」	一幅
·鯨図巻	一巻
·本居大平 和歌「社頭祝」	一幅
·三浦為春 和歌二首	一幅
・岩瀬広隆・中和亭 画賛「鬼念仏」	一幅

・水重 玉澤	串島明神衣通姫之図		一幅
・本居宣長	和歌「玉津島歌」		一幅
·徳川光貞	富士之図		一幅
・オランダ勢	以 御鷹遠里鏡		一点
・上辻木海	仏手柑之図		一幅
・奥村直常	和歌浦画巻		一巻
・岩瀬広隆	鉄砲ガニと鶴図		一幅
・鎌田景麟	蛙図		一幅
·榎本遊谷	和歌祭図		一帅占
・笹川遊原	和歌祭図		一幅
・川合小梅	牡丹図		一点
·坂本浩雪	桜花図		一幅
・鈴木雲渓	和歌山城一橋門の図	扁額	一面
·岩瀬広隆	紅葉狩図		一幅

2. 受贈資料概要

本年度は6名の方から資料をご寄贈いただいた。 資料は大切に保存し今後の展示等に活用したい。

- ・籠の雨覆いなど 6件 榎本明洋氏
- ・友ヶ島沖出土陶磁器など 246件 前田智子氏
- ・古銭など 2件 赤井 明氏
- ・栗栖村全図など 16件 栗生建次氏
- ・野呂介石書など 3件 田中幸子氏
- ・山口廃寺出土瓦など 2件 山口幸子氏

3. 資料の貸出

本年度の資料の館外貸出(展覧会への出陳等)は、 48件であった。貸出先、展覧会名称、会期、貸出資料等は以下のとおりである。

●わかやま歴史館

常設展(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

- ・「陸奥宗光書簡 由良守応宛」はじめ 28 件 夏の企画展「紀州徳川家の御殿」 (令和2年7月22日~9月7日)
- ・「明暦以前江戸紀州藩邸図」はじめ3件 秋の企画展「和歌山城天守閣図の世界」

(令和2年10月29日~12月7日)

・「御天守ご不信覚帳 1冊」はじめ5件 冬の企画展「紀州徳川家 家老三浦家〜紀州をはなるる事なく補佐し来りし〜」

(令和3年2月2日~3月15日)

- ・「三浦系図伝 完」はじめ3件
- ●和歌山県立近代美術館

企画展「もようづくし」

(令和2年4月25日~6月28日)

- · 駿河屋菓子絵手本 8点
- ・駿河屋菓子木型 17点
- ●和歌山県立博物館

夏休み企画展「生誕 200 年記念 稲村の火濱口梧 陵」(令和2年7月18日~8月23日)

- ・「村方助成積立金講―株加入金受け取書 1通」 はじめ5件
- ●宮崎県立西都原考古博物館

特別展「国宝馬具とその時代」

(令和2年10月2日~12月15日)

- ・紀伊大谷古墳出土馬冑(レプリカ) 1点
- ●南方熊楠記念館

企画展 新春吉例「十二支考」輪読「牛に関する民俗と伝説」

(令和2年12月5日~令和3年1月10日)

- ·南方熊楠自筆資料 腹稿(牛) 1点
- ●和歌山市民図書館

移民資料室展示

(令和3年3月2日~4月30日)

- ・隣のアメリカ人に別れを惜しむ 1点
- ・収容所内の同胞への日本からの贈物 1点

4. 映像資料概要

本館の常設展示室には、原始・古代・中世・近世・ 近代の各コーナーに5台のビデオ放映器(VTD)と、 民俗コーナーに1台のビデオプロジェクターを設 置している。

VTDは、シリコンディスク使用のパソコンとタッ

チパネル式の19インチモニターを採用し、モニター画面を手で触れることで映像を選択できるようになっている。

ビデオプロジェクターもシリコンディスク仕様のパソコンと 100 インチの平面スクリーンを設置し、照光式のボタン式スイッチで映像を選択するようになっている。

映像については、それぞれ3分前後の内容を数本 収録し、視覚的な紹介をしている。

・常設展示室各コーナー収録番組

原始: 弥生時代の太田・黒田遺跡 太田・黒田の銅鐸 大谷古墳の発掘

古代: 奈良時代のくらし―木簡はかたる― 古代和歌山の仏教 万葉集―笠朝臣金村の長歌― 大同寺の蔵骨器

中世: 桛田(笠田) 荘の荘園絵図 中世の遺跡をたずねて 津田監物と鉄砲 雑賀鉢の謎

絵画に見る太田城水責め

近世:あるくみる城下町 和歌山城の門 八代将軍徳川吉宗ーその武と雅ー 城下町和歌山の文化 紀州藩と茶道 紀州の黒船ディアナ号

近代:昭和初年への旅立ち ーその頃の和歌山は一 戦争で子どもたちまで勤労動員 和歌山大空襲 和歌山城の再建

民俗: 雛流し 淡島神社 和歌祭 紀州東照宮 茅の輪祭 伊太祁曾神社 団七踊 岡崎団七踊保存会 木ノ本の獅子舞 木本八幡宮

Ⅲ 令和3年度の展望

1. 令和3年度事業予定概要

平成26 年度に博物館の基本的運営方針を策定し、令和2年11月には、博物館基本計画を策定し、ウェブサイトにおいて公開している。令和3年度は、「博物館基本計画」に基づき、市民により親しまれる博物館づくりを目指し、さまざまな取組を実施する。

常設展

常設展は、開館以来、「資料が語る和歌山の歴史」をテーマに和歌山市域を対象とした通史的な展示を行っている。令和2年度には、常設展の展示物の見直しをはかり、展示資料の入れ替えを積極的に行った。令和3年度においても、継続的に資料の入れ替えを実施するとともに、常設展示室の一角に、2か月ごとに大幅な展示替えを行う展示コーナーを設け、年5回、下記のとおり展示替えを行う計画である。

そのほか、エントランスホールでは、随時にタ イムリーなテーマでホール展示を開催し、収蔵資 料を公開する機会を増やしている。

コーナー展示

- ・3 月30 日~5 月30日 「和歌浦の風景-紀三井寺-」
- ・6 月1 日~8 月1 日 「陸奥宗光と和歌山」
- ・8 月3 日~10月3 日 「和歌山市の埴輪」
- ・10月5 日~1 月10日 「なつかしの市電」
- ・1 月12 日~3 月27日「古文書からみた葛城修験」

特別展

10月9日から12月12日まで特別展「加太淡嶋神社展-女性・漁民の祈り-」を行う。加太淡嶋神社は、病気平癒や安産を祈願する女性の参拝者が多いことで有名で、全国各地に勧請されている神社である。この展覧会では、女性の奉納物や漁民が奉納した海揚がりの中国製陶磁器などを展示し、知られざる神社の歴史を紹介する。

企画展

本年度は、企画展を4回予定している。

春季企画展 「総持寺の至宝」をテーマに、4 月24日から6 月13日まで開催する。総持寺の寺宝 は、一寺院の歴史を語るにとどまらず、和歌山の 歴史と文化を解明することのできる資料群であ る。それらのなかから選りすぐった至宝を展示す る。

夏季企画展 「アッ!と驚く意外な歴史-君も 歴史博士になれる-」をテーマに7月17日から9 月5日まで開催する。自分たちのまち・和歌山市 の歴史に注目し、子どもにとって興味をそそる意 外性のある歴史を集めて紹介する。

冬季企画展 「歴史を語る道具たち」をテーマに、令和4 年1 月12日から2月27日まで開催する。和歌山で実際に使われていた道具の展示により昔のくらしの実態を示すとともに、それらの民具を通じて、人びとの生活の智恵と工夫を理解してもらうものである。本展は、学校教育との連携で、小学校3 年生の社会科の授業に関連させた企画で、毎年この時期に開催している。

企画展 「新収蔵品展」を令和4 年3 月12日から4 月10日まで開催する。近年、寄贈や購入により当館で受け入れを行った新収蔵の資料を展示する。

古文書講座等

古文書講座は、原則として月1回第2日曜日に年間計10回開催する。テーマは「和佐地区の古

文書を読む」を予定している。

また、平成30年12月から開始した、学芸員が市 内各地に出向き、その地域の歴史や文化財をわか りやすく紹介する「博物館おでかけ歴史講座」は 今年度も引き続き、随時開講する。

映画会は、7 月には和歌山大空襲に関する記録 映画を上映する。

校区探検

当館では、公立学校の週5 日制の導入に対応して、市内小学校及び校区子どもセンターと協力し、校区内の歴史的スポットを見学する校区探検を開催している。

調査研究

本年度は、特別展「加太淡嶋神社展」及び企画展「総持寺の至宝」、「アッ!と驚く意外な歴史」に関する調査研究を中心に行い、その成果は展示資料や図録、研究紀要等に反映させる。また、特別展の年次計画に基づいて、令和4年度の展覧会の調査を進めていく。それ以降の年度に開催する予定の展覧会についても基礎調査を開始する。

そのほか、館蔵資料及び関連資料の調査研究を 進め、その成果を『研究紀要』に掲載する。

資料収集

収蔵資料の充実を図るために、資料の寄贈・寄託 を積極的にすすめていく。

燻蒸

資料の保存環境を維持するため、当館では毎年 燻蒸 (消毒) を実施している。本年度は、2 階収 蔵庫 (一般) 等の燻蒸を、6 月14日~20日に実施 する。

市史関係資料の管理

保管している市史関係資料の整理を進め、資料 的価値が高い文書史料の翻刻を行う。

博物館実習

各大学からの依頼を受けて、毎年、博物館実習生を受け入れている。本年度は、8月24日から28日までの5日間、博物館実習を行う。なお、受け入れに関する要項は、前掲の「博物館実習生受け入れに関する内規」のとおりである。

2. 令和3年度博物館当初予算

歳入 (単位 千円)

目	本年度	前年度	比較		節		
В	本十段	削十茂	1140	X	分	金	額
総務使用料	1,069	359	710	博 物 館	使 用 料		1,069
基金収入	2	2	0	博物館振り	単基金 収入		2
雑入	1,441	1,696	△255	博物館図録	等販売収入		1,441
総務費交付金	1,160	765	395	文化スポー	ツ費交付金		1,160
総務債	0	0	0	文化スプ	ポーツ債		0

歳出 (単位 千円)

					本年度σ	財源内訳			負		
	本年度	前年度	比較		特定財源						
П	本十 及	刊十戊	10+10	国県 支出金	地方債	その他	一般財源	区	分	金	額
博物館費	85,407	82,296	3,111			2,512	81,735	4 7 8 10 11 13 17 共報旅需役委使賃 備負	手済償 用務託料借購金び 立手済償 用務託料借購金び 立当 及 入補付 金棚料等費費費費費料び料費		94 26,622 13,642 8,464 190 82 12,007 1,948 21,917 331 46
								26 公	課費		14

IV 資料

○入館者の動向

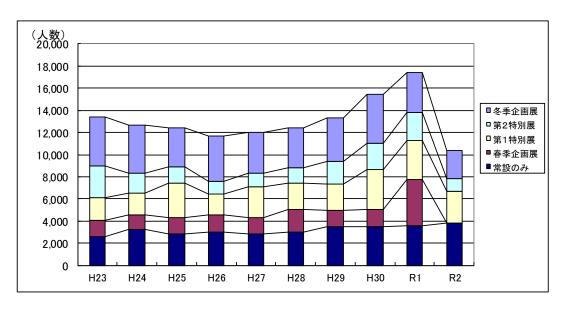
(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

	開館	個人(一 般/大)	団 体・まちなか		無 料 入館者	合 計	1日	備考	
	日数	阪/人)	一般/大	まちなか	小計	(含団体)		平均	
令和2年 4月	21	12	0	1	1	231	244	11.6	コロナウイルス感染防止のため
5月	22	39	0	2	2	315	356	16.2	臨時休館 4/25~5/6
6月	19	37	0	4	4	278	319	16.8	
7月	26	151	0	6	6	426	583	22.4	夏季企画展 7/4~8/23
8月	26	172	0	10	10	494	676	26.0	发学正回版 //4~6/23
9月	26	179	0	14	14	1,164	1,357	52.2	
10月	27	78	0	6	6	693	777	28.8	
11月	24	325	44	128	172	1,625	2,122	88.4	秋季特別展 10/31~12/13
12月	24	226	25	17	42	616	884	36.8	
令和3年 1月	24	123	0	9	9	1,131	1,263	52.6	冬季企画展 1/5~2/28
2月	22	184	0	4	4	1,124	1,312	59.6	◇字正凹版 1/J: ₹2/20
3月	26	112	0	5	5	372	489	18.8	
合計	287	1,638	69	206	275	8,469	10,382	36.2	

過去10年間の入館者数の変化

	常設のみ	春季企画展	第1特別展	第2特別展	冬季企画展	総入館者数
平成23年		心の旅・全国の	祇園南海とその	川端龍子と和歌	歴史を語る道具	
		郷土玩具展	時代	Щ	たち	
	2,589	1,499		2,837	4,427	13,419
平成24年		新収蔵品展 博物館のたからもの	ヘンリー杉本とそ の時代	華岡青洲の医塾 春林軒と合水堂	歴史を語る道具 たち	
	3,226	1,319	1,998	1,805	4,301	12,649
平成25年		「博物館へ花見に行こう」	「市電が走ってい た街	「海人の世界」	歴史を語る道具 たち	
	2,851	1,496	3,093	1,474	3,487	12,401
平成26年		わかやま歴史再 発見	江戸時代を観光 しよう	荘園の景観と絵 図	歴史を語る道具 たち	
	3,025	1,525	1,881	1,175	4,062	11,668
平成27年		古文書から探れ!	表千家と紀州徳 川家	近代スポーツと 国民体育大会	歴史を語る道具 たち	
	2,806	1,525	2,787	1,223	3,661	12,002
平成28年		徳川吉宗と紀州 の明君	城下町和歌山の 絵師たち	玉津島-衣通姫と 三十六歌仙-	歴史を語る道具 たち	
	3,004	2,062	2,398	1,336	3,572	12,372
平成29年		紀州の風景-和 歌の浦を中心に-	幕末の紀州藩	美尽し善極める - 駿河屋の菓子木 型-	歴史を語る道具 たち	
	3,525	1,434	2,424	1,983	3,967	13,333
平成30年		和歌浦には名所 がござる	お殿様の宝箱 - 南 葵文庫と紀州徳川 家伝来の美術 -	和歌山城再発見	歴史を語る道具 たち	
	3,520	1,513	3,594	2,420	4,432	15,479
令和元年		写真にみる和歌山市の歩み/中畑艸人	徳川頼宣と紀伊徳川 家の名宝	雑賀衆と鷺ノ森遺跡- 紀州の戦国-	歴史を語る道具 たち	
	3,589	※ 4186	3,527	2,479	3,616	17,397
令和2年		総持寺の至宝	紀三井寺展	ヘンリー杉本の世 界(夏季企画展)	歴史を語る道具 たち	
	3,857	中止	2,864	1,086	2,575	10,382

※春季企画 展と夏季企 画展の合計 人数



〇アンケートの集計

令和2年度の特別展開催時に回収されたアンケートの集計結果を提示する。 期間中の総入館者は2,864名、アンケート数は481通(回収率:16.8%)。

1. どちらから来られましたか?



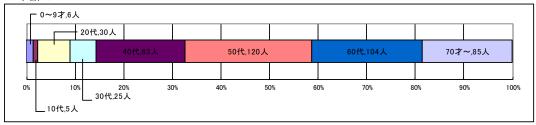
2. 来館は何回目ですか?



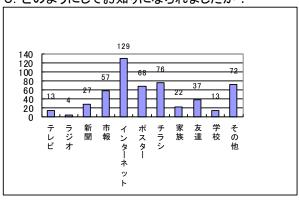
3. 展示はいかがでしたか?



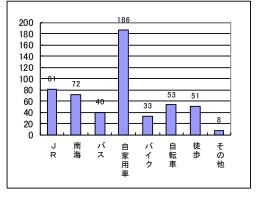
4. 年齢は?



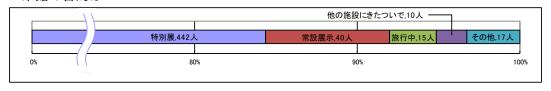
5. どのようにしてお知りになられましたか?



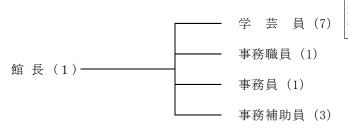
6. 利用された交通機関は?



7. 来館の目的は?



○館機構(令和3年4月20日現在)



兼務職員1名・再任用非常勤職員2名及び 会計年度任用職員1名を含む。

○博物館職員(令和3年4月20日現在)

館 長 前田 敬彦 (再任用職員)(令和3.4.1着任)

班 長 上田 宗敏 (令和3.3.31退任)

事 務 主 査 谷澤 真輝 (令和2.12.16着任)

学 芸 員 山下 奈津子

学 芸 員 佐藤 顕

学 芸 員 小橋 勇介

学 芸 員 冨永 里菜 (兼務職員)

学 芸 員 額田 雅裕 (再任用非常勤職員)

学 芸 員 太田 宏一 (再任用非常勤職員)

学 芸 員 泉 文子 (会計年度任用職員)

事 務 員 有村 彩子 (会計年度任用職員)

事務補助員 宇治田 良一

事務補助員 浅山 静代

事務補助員 泉 江里子

○和歌山市立博物館協議会委員名簿

令和3年3月31日現在

	氏 名	役 職	備 考
学校教育の	岡本 晶彦	和歌山市立小学校長会会長	R 3・1・27 再任
関 係 者	西野 孝	和歌山市立中学校長会会長	R 3・1・27 再任
社会教育の	森本 光子	和歌山文化協会会長	R 3・1・27 再任
関 係 者	宗 眞紀子	和歌山市婦人団体連絡協議会会長	R 3・1・27 再任
	上村 雅洋	和歌山大学名誉教授	R 3・1・27 再任
	木村 博信	和歌山リビング新聞社事業部長	R3・1・27 任命
	熊谷 幸治	日本放送協会和歌山放送局局長	R3・1・27 再任
学識経験	島津 俊之	和歌山大学教育学部教授	R 3・1・27 再任
のある 者	高橋 隆博	関西大学名誉教授	R 3・1・27 再任
	西本 昌弘	関西大学文学部教授	R 3・1・27 再任
	原田 利宣	和歌山大学システム工学部教授	R3・1・27 任命
	藤本 清二郎	和歌山大学名誉教授	R3・1・27 再任

○和歌山市立博物館条例

昭和60年7月18日

条例第17号

改正 平成元年12月21日条例第66号 平成9年3月27日条例第18号 平成12年3月27日条例第24号 平成19年3月22日条例第13号 平成20年12月24日条例第68号 平成23年12月19日条例第40号 平成24年3月23日条例第23号 平成27年3月19日条例第31号 平成30年3月23日条例第35号 令和元年12月23日条例第39号

(設置)

第1条 本市は、郷土の歴史、文化遺産等に関する市 民の理解と認識を深めるとともに、教育、学術及び 文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年 法律第285号。以下「法」という。)第18条の規 定に基づき、博物館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

NA = NA 10 100 NA 2 10 1	1300 EE 131 9 1 2 1 2 7 2 9					
名称	位置					
和歌山市立博物館	和歌山市湊本町3丁目2番地					

(事業)

第3条 博物館は、法第3条第1項に定める事業その他必要な事業を行う。

(入館料)

- 第4条 常設展の入館料の額は、100円(20人以上の団体にあっては、1人につき80円)とする。
- 2 特別展の入館料の額は、2,090円とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、減

額することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者の入館 (常設展に係るものに限る。) は、無料とする。
 - (1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26 号)第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。)を除く。)をいう。第4号において同じ。)に在学する学生、生徒、児童又は幼児(同号において「学生等」という。)
 - (2) 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。第4号において「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。第5号において同じ。)の園児(以下この項において単に「園児」という。)
 - (3) 小学校就学前の者(第1号に規定する幼児 及び園児を除く。)
 - (4) 学生等又は園児を教育課程に基づく教育活動又は保育に係る活動において引率する当該学生等が在学する学校又は当該園児が在籍する幼保連携型認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次号において同じ。)の教員(学校教育法第7条(認定こども園法第26条において準用する場合を含む。)に規定する教員をいう。)
 - (5) 保育所に入所している児童又は園児を保育 に係る活動において引率する当該児童が入所し ている保育所の保育士又は当該園児が在籍する 認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。) の保育に従事する職員
- 4 入館料は、前納しなければならない。

(入館料の減免)

- 入館料を減額し、又は免除することができる。 (資料の特別使用)
- 第6条 博物館資料について、刊行物に掲載し、又は 展示することを目的として、撮影し、若しくは複写 し、又は博物館資料に係る写真原板等の貸与若しく は画像等の提供を受けること(以下「特別使用」と いう。)をしようとする者は、あらかじめ市長に申 請し、その許可を受けなければならない。
- 前項の許可をしない。
 - (1) 博物館資料の保全上支障があるとき。
 - (2) 博物館の管理上支障があるとき。
 - (3) 特別使用に係る博物館資料が寄託されたも のである場合に、前項の規定による申請をする者 (次号において「申請者」という。) が当該博物 館資料を寄託した者の同意を得ていないとき。
 - (4) 特別使用に係る博物館資料に著作権者があ る場合に、申請者が当該著作権者の同意を得てい ないとき。
 - (5) その他市長が不適当と認めるとき。
- 3 市長は、第1項の許可に必要な条件を付すること ができる。
- 4 第1項の許可を受けた者(次条において「特別使 用者」という。)は、別表に定める額の使用料(以下 「特別使用料」という。)を前納しなければならな 1
- 5 市長は、学術研究その他の公益性の高い目的を達 成するために特別使用をする必要があると認める ときは、特別使用料を免除することができる。

(特別使用の許可の取消し等)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、 第7条 市長は、特別使用者が前条第3項の規定によ り許可に付された条件に違反したときは、当該許可 を取り消し、又は特別使用を制限し、若しくは停止 させることができる。

(入館料等の不環付)

第8条 既納の入館料及び特別使用料は、還付しない。 ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、 その全部又は一部を還付することができる。

(入館等の制限)

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に 対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることがで きる。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑にな るおそれがある者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑にな るおそれがある物又は動物を携帯する者
 - (3) 建物又は附属設備若しくは備品(以下「建 物等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれ がある者
 - (4) 次条の規定に違反した者 (行為の禁止)
 - 第10条 博物館においては、次に掲げる行為をして はならない。
 - (1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれがあ る行為をすること。
 - (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他 他人の迷惑になる行為をすること。
 - (3) 建物等を損傷し、若しくは減失し、又はこ れらのおそれがある行為をすること。
 - (4) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙

すること。

- (5) その他管理上支障がある行為をすること。 (損害の賠償)
- 第11条 何人も、建物等を損傷し、又は滅失したと きは、その損害を賠償しなければならない。 (博物館協議会の設置)
- 第12条 法第20条第1項の規定に基づき、和歌山 5 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否 市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置 く。

(委員の任命の基準)

第13条 協議会の委員の任命は、学校教育及び社会 教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う 者並びに学識経験のある者のうちからこれを行う ものとする。

(委員の定数)

- 第14条 委員の定数は、15人以内とする。 (委員の任期)
- 第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任 を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前 任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第16条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委 員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、 副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第17条 協議会は、会長が招集し、会議の議長とな る。
- 2 協議会は、必要に応じて開催するものとする。

- 3 会長は、協議会を招集しようとするときは、あら かじめ会議の日時、場所及び付議すべき事項を示し て委員に通知しなければならない。ただし、急施を 要する場合は、この限りでない。
- 4 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ 開くことができない。
 - 同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
 - 第18条 協議会の庶務は、産業交流局文化スポーツ 部において処理する。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則 で定める。

附則

- この条例は、昭和60年11月1日から施行する。 附 則(平成元年12月21日)
- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成9年3月27日)
- この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日)

- この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成19年3月22日)
- この条例は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成20年12月24日)
- この条例は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 (平成23年12月19日)
- この条例は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成24年3月23日)
- この条例は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成26年3月24日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成27年3月19日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成30年3月23日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(平成31年3月22日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立博物館条例 別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可をす る特別使用に係る使用料について適用し、同日前に 許可をした特別使用に係る使用料については、なお 従前の例による。

附 則(令和元年12月23日)抄

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正 前の和歌山市立博物館条例(以下「旧条例」という。) の規定により教育委員会がした処分その他の行為 は、同項の規定による改正後の和歌山市立博物館条 例(以下「新条例」という。)の相当規定により市長 がした処分その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により教 育委員会に対してされている申請その他の手続は、 新条例の相当規定により市長に対してされた申請 その他の手続とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例の規定による和 歌山市立博物館協議会(以下「旧協議会」という。) の委員である者は、この条例の施行の日に、市長が 任命したものとみなす。この場合において、その者 の任期は、新条例第15条第1項の規定にかかわら ず、この条例の施行の日における旧協議会の委員と 〇和歌山市立博物館条例施行規則

しての任期の残任期間と同一の期間とする。 別表(第6条関係)

特別使用料

区分	単位	使用料
博物館資料の撮影又は複写	1点1回	2,090円
(博物館資料の貸与を伴うも		
のを含む。)		
博物館資料に係る写真原板の	1枚1回	2,090円
貸与		
博物館資料に係る画像情報を	1画像1回	2,090円
収録した光ディスク等の貸与		
博物館資料に係る写真の提供	1点1回	2,090円
博物館資料に係る画像情報の	1画像1回	2,090円
電磁的方法による提供		

備考 複数の物で構成されるものであっても、博 物館資料を分類する上で1点として取り 扱うものは、1点とする。

令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市立博物館条例(昭和 60年条例第17号。以下「条例」という。)の施 行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

- 第2条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5 時までとする。ただし、入館は、午後4時30分 までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める ときは、開館時間を変更することができる。 (休館日)
- 第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。た だし、市長が特に必要があると認めるときは、こ れを変更し、又は臨時に休館することができる。
- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23 年法律第178号)に規定する休日に当たると きは、その翌日)
- 日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで (入館料の納付)
- 第4条 条例第4条第1項又は第2項の規定により 入館料を納めた者は、入館券(別記様式第1号) の交付を受けなければならない。

(特別展の入館料)

第5条 条例第4条第2項ただし書の規定により減 額する場合における特別展の入館料の額は、特別 展に要する費用の額その他の事情を考慮してその 都度市長が定める。

(入館料の減免)

- 和歌山市規則第50号 第6条 条例第5条に規定する特別の理由があると きは、次の各号に掲げる場合とし、同条の規定に より減額する入館料の額又は免除は、当該各号に 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとお りとする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283 号) 第15条第4項の規定により身体障害者手 帳の交付を受けている者、療育手帳(知的障害 者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知 的障害者更生相談所において知的障害と判定さ れた者に対して支給される手帳で、その者の障 害の程度その他の事項の記載があるものをい - う。 次条において同じ。) の交付を受けている者 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)第45条第2項 の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けている者及びそれらの者の介護人が介護の ために入館するとき 免除
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌 (2) 本市が発行する老人優待利用券の交付を受け ている者が入館するとき 免除
 - (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長が必要と認める額

(入館料の減免申請)

- 第7条 条例第5条の規定による入館料の減額又は 免除を受けようとするときは、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長 に提示(第3号にあっては、提出)しなければな らない。
- (1) 前条第1号に掲げる者 同号に規定する身体 障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉

手帳

- (2) 前条第2号に掲げる者 同号に規定する老人 優待利用券
- (3) 前条第3号に該当する者 入館料減額・免除 申請書(別記様式第2号)

(特別使用許可の申請及び許可)

- 第8条 条例第6条第1項の規定により特別使用の 許可を受けようとする者は、博物館資料特別使用 許可申請書(別記様式第3号)を市長に提出しな ければならない。この場合において、当該博物館 資料が寄託されたものであるときにあっては寄託 した者の承諾書の写しを、当該博物館資料に著作 権者がある場合にあっては当該著作権者の承諾書 の写しを添付しなければならない。
- 2 市長は、特別使用の許可をしたときは、博物館 資料特別使用許可書(別記様式第4号)を当該申 請者に交付する。

(特別使用料の免除申請)

第9条 条例第6条第5項の規定により特別使用料 の免除を受けようとする者は、前条第1項に規定 する申請の際に、博物館資料特別使用料免除申請 書(別記様式第5号)を市長に提出しなければな らない。

(入館料の還付)

- 第10条 入館料を還付する場合における条例第8 条ただし書に規定する特別の理由があるときは、 次の各号に掲げるときとし、還付する入館料の額 は、当該各号に定める額とする。
- (1) 天災地変その他入館しようとする者の責めに 帰することができない理由により入館できない とき 全額

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長が認める額

(特別使用料の還付)

- 第11条 特別使用料を還付する場合における条例 第8条ただし書に規定する特別の理由があるとき は、次の各号に掲げるときとし、還付する特別使 用料の額は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 特別使用者の責めに帰することができない理 由により特別使用ができないとき 全額
 - (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長が認める額

(管理上の支障がある行為)

- 第12条 条例第10条第5項に規定する管理上の 支障がある行為は、次の各号に定める行為とす る。
- (1)展示している博物館資料(館長が特に指定したものを除く。)に触れる行為
- (2) 許可を受けないで、展示している博物館資料 の模造、模写又は撮影をする行為
- (3) 展示室でインク、墨汁等博物館資料を汚損するおそれのあるものを使用する行為
- (4)係員の指示に従わない行為 (博物館資料の整理)
- 第13条 収集した資料は、資料番号を付し、博物 館資料として整理するものとする。

(博物館資料の館外貸出し)

第14条 博物館資料は、館外貸出しを行わないものとする。ただし、学術上の調査研究等のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるとき、又は特別使用のために必要と認められるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により博物館資料の館外貸 出しを受けようとする者は、博物館資料貸出許可 申請書(別記様式第6号)を市長に提出し、その 許可を受けなければならない。この場合におい て、博物館資料が寄託されたものであるときは、 当該博物館資料を寄託した者の承諾書の写しを添 付しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により博物館資料の館外貸 出しを許可したときは、当該申請者に博物館資料 貸出許可書(別記様式第7号)を交付する。 (雑則)
- 第15条 この規則で定めるもののほか必要な事項 は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別記様式第1号から第7号は省略する。)

令和2年度 和歌山市立博物館館報 36

令和3年5月25日発行 編集 和歌山市立博物館 和歌山市湊本町3丁目2 TEL073-423-0003 FAX073-432-9040

発 行 和歌山市 和歌山市七番丁 23